



社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

トピックス！ 6月は労働保険年度更新と算定基礎届の申請・申告時期です！

労働保険年度更新・社会保険算定基礎届 提出時期となりました！

労働保険年度更新とは、年に一度行われる、労働保険料(労災・雇用)の申告・納付手続きのことです。例年6月1日～7月10日頃までが提出期限となっていますが、昨年度は新型コロナウイルスの影響により、申告・納付期間が延長されていました。

【労働保険年度更新手続き(申告・納付)】

- ◆申告及び納付期間：**6月1日(火)～7月12日(月)**
(口座振替の納付日は**9月6日(月)**)
- ◆申告先：都道府県労働局、労働基準監督署、金融機関の窓口
- ◆申告内容：

①令和2年度 確定保険料の申告・納付

令和2年4月1日～令和3年3月31日の賃金総額に労災保険と雇用保険の保険料率を掛けて確定保険料を算出します。その確定保険料と、昨年納付した令和2年度の概算保険料を比べて、概算保険料が多ければその差額を充当して納付します。確定保険料のほうが多ければ、その差額を追加納付します。

②令和3年度 概算保険料の申告・納付

令和2年4月1日～令和3年3月31日の賃金総額を見込み額とし、労災保険と雇用保険の保険料率を掛けて保険料を算出し納付します。

◆保険料の納付期限

今年度は、昨年度のような保険料猶予措置はありません。金融機関の窓口での支払い期限は7月12日です。口座振替の場合は9月6日です。納付忘れがなくなるため、延滞金を課される心配がない口座振替がオススメです。なお、手数料はかかりません。

	第1期	第2期	第3期
通常の納期限	令和3年 7月12日	令和3年 11月1日	令和4年 1月31日
口座振替の納付期限	令和3年 9月6日	令和3年 11月15日	令和4年 2月14日



【社会保険算定基礎届】

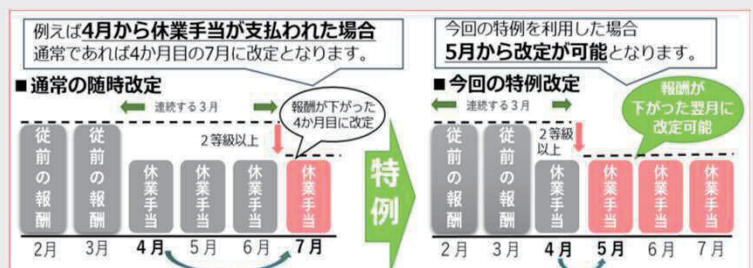
算定基礎届とは、年に1度行われる社会保険料決定のための届出です。被保険者が実際に受け取る給料は、昇給や降級などによって変動するため、実際に受け取る給料があらかじめ定められた標準報酬月額と異なる場合があります。そうならないためにも、年に一度確認する必要があります。社会保険料を年に1度、全ての被保険者を対象にして、その年の4・5・6月の支払い給与を基礎に、1年間の標準報酬月額を決定します。新しい標準報酬月額は、その年の9月分社会保険料から適用され、原則として、1年間継続適用されます。

◆提出期限：**7月12日(月)**

【新型コロナウイルスの影響による特例改定】

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い急激に報酬が下がった方の標準報酬月額を改定する特例制度ができました。

- 新型コロナウイルスの影響による休業(時間単位を含む)があったこと
- 令和2年8月～令和3年7月までの間に報酬が著しく低下した月が生じた方
- 著しく低下した月に支払われた報酬が、現在の標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
- 固定的賃金の変動がない場合も対象
- 改定について本人の同意がある方





マンスリーピックアップ

新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種に関する労務管理

新型コロナウイルスのワクチン接種は医療従事者から始まり、高齢者、基礎疾患のある人や高齢者施設で働いている人へと順次対象を広げています。政府は国民全体の接種期限を2022年2月28日までの間に行うと発表しています。

ところで、現在国内で薬事承認を受けたワクチンは、ファイザー社とモデルナ社のワクチンです。ともに2回の接種が必要で、通常では1回目の接種から3週間または4週間後に2回目の接種を受けます。

このほか、政府はアストラゼネカ社、ジョンソン・エンド・ジョンソン社からも、ワクチン供給を受ける契約を結んでいますがアストラゼネカ社の新型コロナウイルスワクチンについて、製造販売は特例承認しましたが、公的な接種は当面見送ることとなりました。海外では接種後まれに血栓ができる例が報告され、接種年齢を制限している国もあるためです。

ジョンソン・エンド・ジョンソン社のワクチンは接種回数が1回ですが、接種はまだ認められていません。

政府は、新型コロナワクチンの接種を加速させるため、企業が行う健康診断や職場で従業員へのワクチン接種を実施する方向で検討を進めています。しかし、企業の健康診断については春に実施するところが多いため、タイミングが遅いと言わざるを得ません。

続いて、ワクチン接種に関して、労務管理上起こり得る事項をQ&Aでまとめましたので参考にしてください。

Q:社員が新型コロナウイルスワクチンを接種する場合、労働時間の取り扱いはどうしたらいいですか？

A:現段階では、企業がどのように取り扱いしなければならないか、定めがありません。労働時間を免除するのか、欠勤扱いとするかは、会社の就業規則や方針によって異なります。中には、従業員のワクチンの接種がスムーズに進むよう、特別有給休暇を設ける会社もあります。

有給休暇をワクチン接種のために使ってしまうことには抵抗がある従業員もいるため、接種を円滑に進めようと通常の有給



休暇とは別に設ける特別有給休暇がワクチン休暇だといえます。

Q:新型コロナウイルスワクチンの接種を従業員に義務付けることはできますか？

A:より多くの方がワクチン接種を行うことで、予防につながるだけに、接種が推奨されています。また、会社にとっては、社員が新型コロナウイルスに感染すれば、周囲の社員や家族、さらに取引先まで感染拡大をさせてしまうリスクが生じます。そのため、できれば社員に予防接種を義務付けたいところです。

しかし、ワクチン接種は、あくまで個人の意思に基づくものです。接種を希望しない場合は、無理に接種させることはできません。副反応が生じる危険性も指摘されており、社員それぞれの健康状態や既往歴などを配慮しなければなりませんし、従業員の意思に反しワクチン接種を受けさせ、健康被害が生じた場合は損害賠償を請求されるかもしれません。そのため、会社としては接種を受けるか、受けないかの判断は社員に任せるしかありません。

Q:ワクチン接種後に発熱した場合どうしたらいい？

A:ワクチンの接種後、副反応によって発熱や体調不良になるケースが多数報告されています。健康被害が生じた場合は、予防接種健康被害救済制度といった救済措置を利用することができます。

一方で、社員が副反応によって休む場合の取り扱いについては決めておいたほうがいいです。通常、体調不良などで休む場合には、欠勤扱いや有給休暇で処理するなどが一般的ですが、会社がワクチン接種を奨励している場合などは、勤務免除などの扱いをすることも考えられます。すでにワクチン接種が進むアメリカでは、従業員に時間単位の有給休暇を提供したり、接種時間分の時間給と交通費を支給したりと接種率を上げる取り組みをしています。

Q:ワクチンの接種をしていない社員とは一緒に働かたくないと言われたときはどうすればいい？

A:差別は許されません。職場での不利益な扱いも許されません。「接種するのが当然だ」という雰囲気の中、もともと接種できない人、接種に注意が必要な人もいるため、接種しない人の権利も認めてあげる配慮をしてください。



去る5月26日は皆既月食でしたが、ご覧になりましたか？我が家は、ソーシャルディスタンスを保ちながら、家の外でお隣のご家族と一緒に鑑賞しました。少し肌寒いなか雲間から見える赤銅色の月は少し不気味な感じもしましたが、月の位置や光の具合が少しずつ変わっていく様子は神秘的でもありました。



皆既月食がみられるのは約3年ぶりとのことですが、今回はスーパームーンと言われる1年で最も大きく見える満月と皆既月食が重なったということで話題になっていましたね。ところでこのスーパームーンという呼び名ですが、私自身はあまり馴染みがなかったのですが、最近では比較的よく知られているのだそうです。次回の“スーパームーン皆既月食”は12年後の2033年10月8日(土)だそうです。(上地麻香)